

## 2. 「オンライン診療の提供（診療行為）に関する 事項」の見直し案

## 1. 指針の対象

### オンライン受診勧奨と遠隔健康医療相談等の整理

遠隔健康医療相談については、医師が直接実施するなど多様な業態の事業が起業されており、オンライン受診勧奨との差異・役割分担等を含め、オンライン受診勧奨と遠隔健康医療相談の範囲内でできる行為をより明確にする。

## 2. オンライン診療の提供(診療行為)に関する事項

### (1)対面診療との組み合わせ及び初診対面診療の原則の例外の検討

対面診療との組み合わせ、初診対面診療の原則の例外として、追加可能な事項について検討する。

### (2)オンライン診療時の予測された症状等への対応

状態が落ち着いている患者に対してオンライン診療を行った場合において、予測された症状等の変化がある場合等の対応(再度の対面診療の必要性等)について検討する。

### (3)同一医師による診療原則の例外の検討等

在宅診療等を除き、原則、対面診療を行っている医師本人のみオンライン診療が可能な点について、チーム医療や複数主治医制が進む中で、個々の医師の負担軽減等の観点から、同一医師以外による対応の拡大を検討する。他方で、医師の本人確認の手段を明確化し、徹底する方策の検討も必要。

## 3. オンライン診療の提供体制に関する事項

### (1)セキュリティの観点に基づく適切な通信環境の明確化

電子化された医療情報に係る各種ガイドラインの見直しを受け、セキュリティの観点からオンライン診療における適切な通信環境について明確化し、特に汎用ソフトを用いる場合の使用要件や「接続する」場合の留意事項等を具体的に定める。

### (2)D to P with N(看護師等が診療を補助するオンライン診療)の明示

現状、訪問看護等の際に、D to Pと訪問看護の組み合わせとしてオンライン診療を行っているところ、D to P with Nにおいて看護師等が行うことが可能な看護業務等の明記を検討する。

## 4. その他オンライン診療に関連する事項

### オンライン診療を実施する医師の研修必修化

不適切なオンライン診療の報告が多数なされていること等を踏まえ、オンライン診療を実施する医師は、適切に実施するための研修を受講することを必須とするのはどうか。

# (1) 対面診療との組み合わせ及び初診対面診療の 原則の例外の検討等

# 初診対面診療の原則の例外事由の考え方について

## 背景・事務局提案

2018年3月に「オンライン診療を適切に実施するための指針」を医政局が発出し、医師法・医療法に抵触せずにオンライン診療を実施できる範囲を示したが、原則初診及び急病急変患者は対面診療。

他方で、本指針上、「患者がすぐに適切な医療を受けられない状況にある場合など」においては、患者のために速やかにオンライン診療による診療を行う必要性が認められるときは、オンライン診療を行う必要性・有効性とそのリスクを踏まえた上で、医師の判断の下、初診であってもオンライン診療を行うことは許容され得る(※)、としている。

この「患者がすぐに適切な医療を受けられない状況にある場合など」については、様々なケースが想定されることから、どのような場合が該当するか、具体的に検討してはどうか。

※ この場合であっても、オンライン診療の後に、原則、直接の対面診療を行う必要あり。

### 【該当する例】

- ・離島、へき地等において近隣に受診・対応可能な医療機関がない場合  
→ 議論を踏まえて、例示可能なケースの追加を検討。

### 【該当しない例】

- ・近隣の医療機関で受診・対応が可能な場合  
→ 議論を踏まえて、例示可能なケースの追加を検討。

(注) 繰り返し、「すぐに適切な医療を受けられない状況にある」として医薬品の処方のみを求めるといった患者への対応等について留意すべき事項も併せて検討する必要。

# 対面診療との組み合わせ及び初診対面診療の例外疾患等について

## 背景・事務局提案

オンライン診療においては、患者の状態について医師が得られる情報が対面診療に比べ限定的であるため、主に診断等の判断が必要となる初診は対面診療が原則である。

ただし、オンライン診療を用いて得られた患者の心身の状態に関する情報のみであっても、診断や治療方針の決定が可能であり、かつリスクが極めて低い場合においては、例外として対面診療を組み合わせないこと(初診からのオンライン診療)を可能としている。

現行の指針においては、対面診療を組み合わせずオンライン診療が可能なものとして禁煙外来のみ明示されているが、これ以外に例示できるものがないか議論・検討してはどうか。

(指針の抜粋)

### ②最低限遵守する事項

- i 直接の対面診察と同等でないにしても、これに代替し得る程度の患者の心身の状態に関する有用な情報を、オンライン診療により得ること。
- ii 初診は、原則として直接の対面による診療を行うこと。
- iii 急病急変患者については、原則として直接の対面による診療を行うこと。なお、急病急変患者であっても、直接の対面による診療を行った後、患者の容態が安定した段階に至った際は、オンライン診療の適用を検討してもよい。(中略)

注 禁煙外来など定期的な健康診断等が行われる等により疾病を見落とすリスクが排除されている場合であって、治療によるリスクが極めて低いものに限っては、患者側の利益と不利益を十分に勘案した上で、直接の対面診療を組み合わせないオンライン診療を行うことが許容され得る。

## ○これまで初診対面診療の原則の例外として提案・要望等があった事例

- ・男性型脱毛症(AGA)
- ・勃起不全症(ED)
- ・季節性アレルギー性鼻炎
- ・性感染症
- ・緊急避妊(薬)

等

# オンラインによる(情報通信機器を用いた)セカンドオピニオン

## 背景・事務局提案

セカンドオピニオンは、特にがん患者や難治性疾患に罹患した患者が、主治医とは異なる医師による診断や治療に関する意見を聴取するために用いられている。疾患に関する一般的な相談であれば、遠隔健康医療相談などが可能であるが、治療方針に関する助言等については、限られた情報による高度な判断となるため、一定のルールが必要である。

## ○セカンドオピニオンの指針上の位置付け

セカンドオピニオンについては、治療は行わない一方、患者個人の心身の状態に応じた、医学的判断に基づく治療方針等に関する助言を行うこととするため、オンライン受診勧奨に位置付けてはどうか。(初診対面診療の原則等は適用されない)

## ○オンライン受診勧奨によるセカンドオピニオンで可能な診療行為

- ・患者個人の心身の状態に応じた、医学的判断に基づく治療方針等に関する助言。
- ・担当医師が直接得られる情報は限定的であるため、助言に基づき、オンライン受診勧奨を実施している医療機関で治療する場合は、改めて対面診療に基づき、具体的な治療内容は決定するものとする。

※医師による遠隔健康医療相談においては、特定の疾患に関する一般的な説明や一般的な治療方法に関する情報提供等を行うことが可能。

## ○オンライン受診勧奨によるセカンドオピニオンで行うべきではない診療行為

- ・他の医療機関への診療情報提供書(紹介状)の作成
- ・個別の患者の治療内容の確定

## 医療法人鉄蕉会 亀田総合病院 – 腫瘍内科の専門医師による『がんセカンドオピニオン外来』 –

パソコンやスマートフォンを使った診察により、事前にオンラインで予約を行い、来院せずに患者の都合の良い場所で診察を受けることが可能としている。施設ホームページ掲載の個人情報保護基本方針を確認、同意の上、申し込みとなる。

- ・保険適用外
  - ・予約料(税込) ~5,400円
  - ・診察日 : 事前オンライン予約制。予約は診察希望日の7日前まで。(日・祝日を除く)
  - ・時間 : 原則30分、最長60分
  - ・料金 : 診察料 30分 21,600円(税込)、60分 32,400円(税込) + 予約料 5,400円(税込)  
※60分を超える場合は、超過料金あり。

## 予約から診察終了までの流れ

### 1. オンライン予約

- ・クレジットカード情報を登録の上、画面の案内にしたがい診察予約。
- ・本人確認のため、健康保険証、高齢受給者証、公費受給者証等の画像情報を登録する。  
(外国人の方は、日本の健康保険加入に関わらずパスポート及び在留カード等で顔写真のあるものと、日本の健康保険に加入のある方は併せて健康保険証の画像情報を登録する。)
- ・過去に亀田グループの医療機関で受診されたことがある方は、診察券番号も登録する。

### 2. 診察に必要な情報の送付

- ・診療情報提供書(紹介状・診療に必要なデータ等)を患者等又は元々受診している医療機関から郵送する。  
(家族のみで診察を受ける場合、患者本人の同意書(書式自由)と代理受診者全員の身分証明、患者との続柄を確認できる書類を同封する。)
- ・患者自身が納得して治療を受けられる手伝いをするため、事前に診療情報提供書を提出する。

### 3. オンライン診察

- ・患者には予約時間の5分前に、カメラ・マイクつきのパソコンもしくはスマートフォンをご用意の上、待機いただき、予約時間枠(30分間)の間に医師からの呼び出しがあり診察が開始される。※最長60分間となる。
- ・オンライン診察によるセカンドオピニオン外来では、当院で実施できる治療等を紹介し、治療の方向性等の相談を行う。
- ・具体的な治療内容の決定は、対面診療を改めて行うものとする。

### 4. 会計と処方

- ・登録いただいたクレジットカードにて決済となる。
- ・オンライン診察では基本的に、お薬の処方や治療は行わない。